

## 審査申出書記載の手引

### 1 審査申出人

審査の申出ができるのは、当該固定資産の納税者のみです。

#### (1)申出人が個人の場合

住所、氏名、電話番号を記載してください。

#### (2)申出人が法人の場合

- ①所在地、名称、代表者名、電話番号を記載してください。
- ②代表者の資格を証する書面(商業登記簿謄抄本)を添付してください。

#### (3)審査の申出を代理人が行う場合

- ①代理人の住所、氏名、電話番号を記載してください。
- ②審査申出人が記入した委任状を添付してください。

### 2、審査申出事項について

審査の申出ができる事項は、固定資産課税台帳に記載された価格に限ります。したがって課税標準額や納税義務者等、価格以外の事項は対象になりません。

#### (1)固定資産の所在地等

所在地、家屋番号(家屋の場合のみ)、種類(地目・種類・品目)、数量(地積・床面積)及び固定資産課税台帳に登録されている価格を記載して下さい。

### 3、口頭意見陳述の希望の有無

固定資産評価審査委員会へ直接意見陳述機会を希望される場合は“有”を○で囲って下さい。希望されない場合は、“無”を○で囲って下さい。なお、この意見陳述の場には税務課職員と同席はありません。

### 4、納税通知書を受け取った日

納税通知書を受け取った日付を記入してください。

### 5、申出の趣旨

委員会に対して求めるべき決定の結論(価格等)を具体的に記入して下さい。

### 6、申出の理由

法律上及び事実上の根拠をできるだけ具体的かつ明瞭に記載して下さい。また、審査申出書に書ききれない事項があるため継続紙などを用いる場合は、その旨及び継続紙などの枚数を記載して下さい。

### 7、添付書類

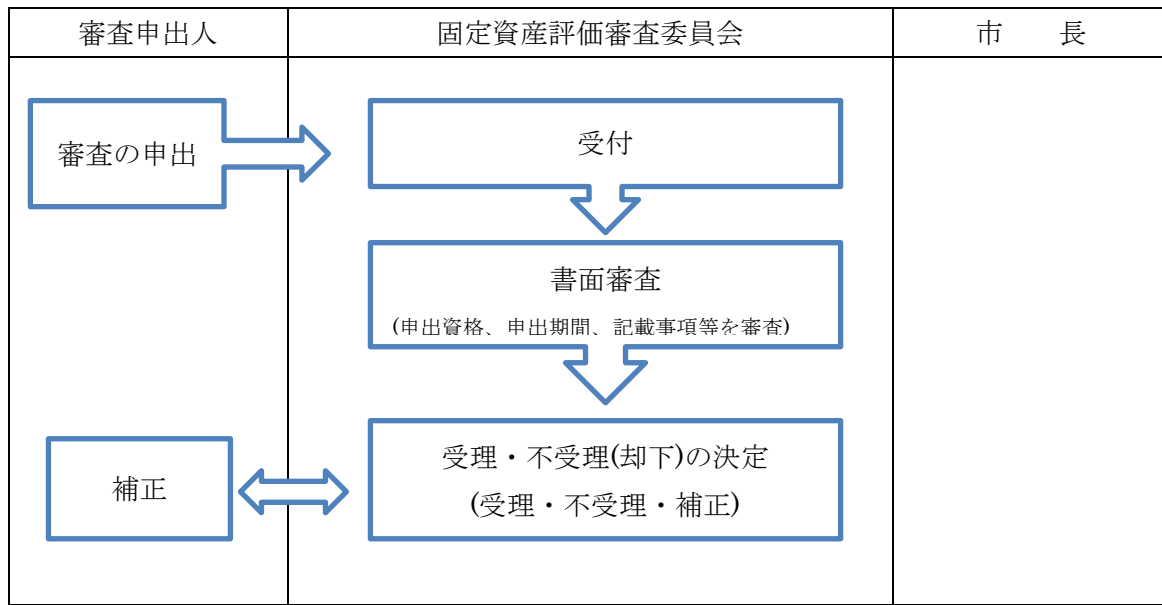
申出書に記載した事項の他に、参考となる書類等があれば添付して下さい。

## 8、審査申出期間

固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日までです。なお、公示の日以降に価格の決定又は修正があったらその通知を受けた日から3か月以内に審査の申出をすることができます。

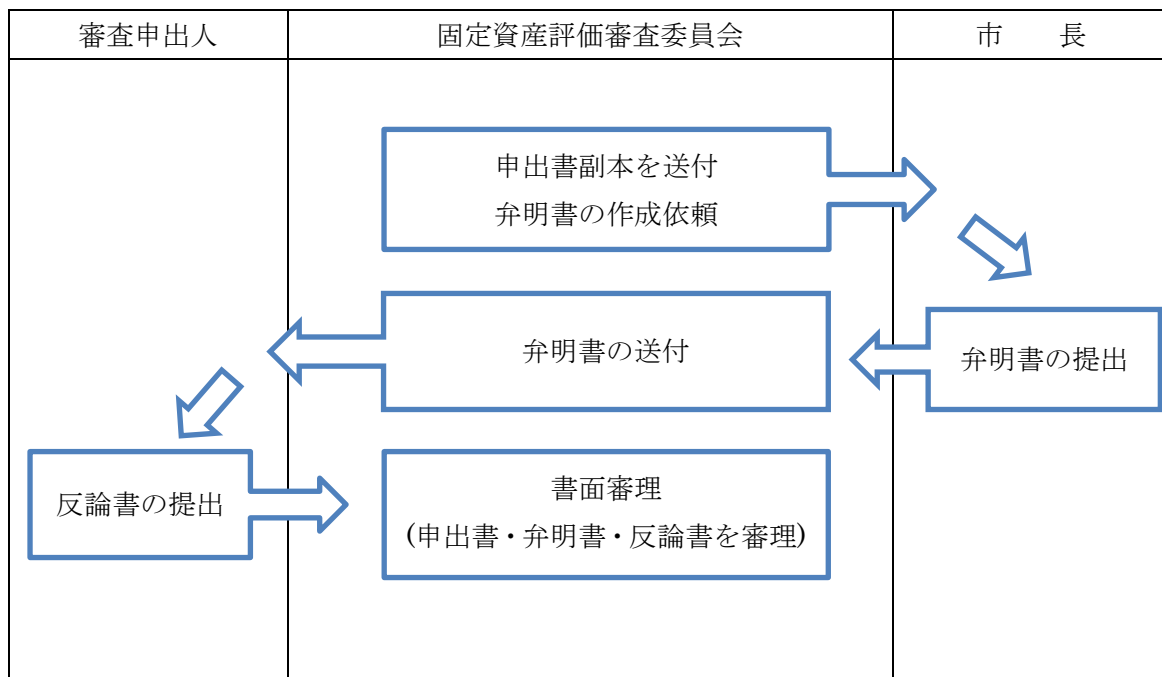
## 9、審査のながれ

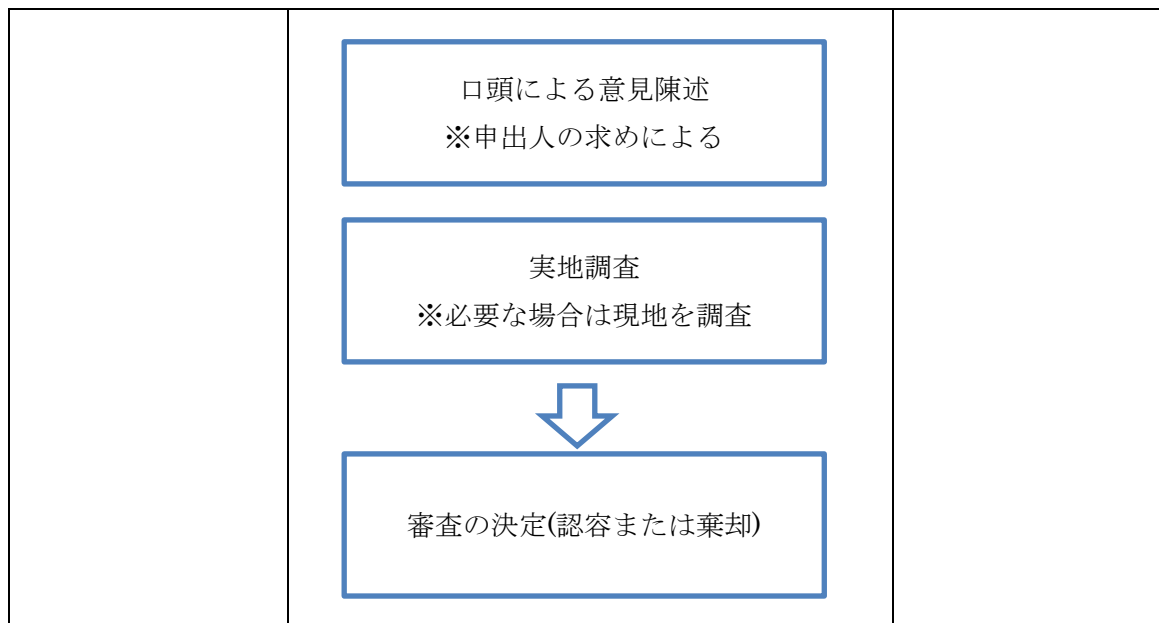
### (1)形式審査



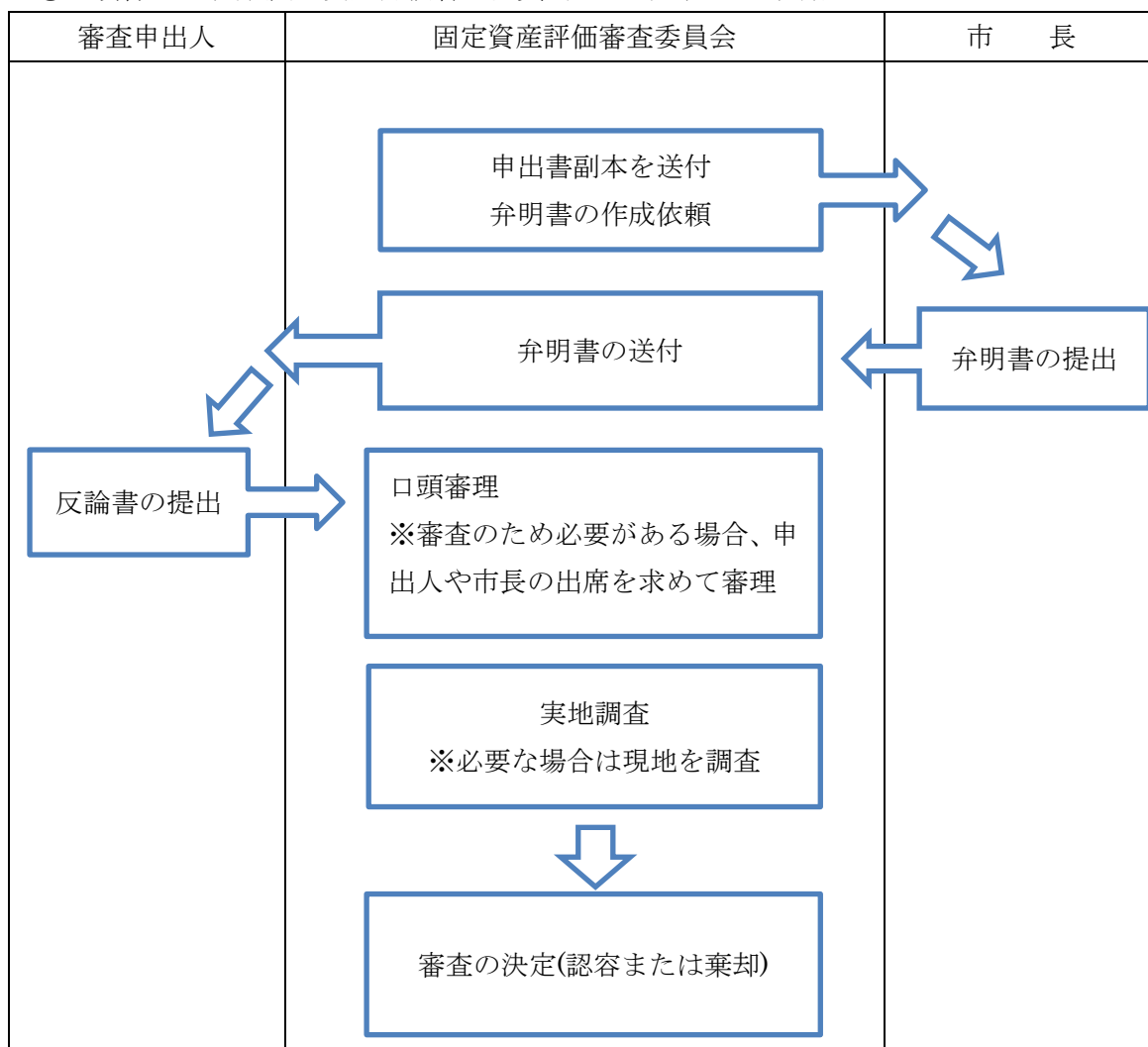
### (2)実質審理(申出書受理後)

#### ①書面審理の場合





②口頭審理の場合(固定資産評価審査委員会が必要と認めた場合)



## 10、その他

- (1)審査申出書は正副 2 通提出してください。
- (2)実質審理は原則として書面審理により行いますが、固定資産評価審査委員会が必要と認めた場合には、申出人及び市長部局(税務課)の出席を求めて口頭審理を行う場合があります。
- (3)審査の申出があっても、固定資産税の徴収は停止されません。申出が認容され、納めた税額が過納となった場合には還付されることとなります。
- (4)固定資産評価審査委員会の決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日から 6 か月以内に決定取り消しの訴えを提起することができます。
- (5)納税通知書の内容について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に安芸高田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができる事項(固定資産課税台帳に登録された価格)については、審査請求の不服の理由とすることはできません。

### ◇審査申出書提出先(郵送可)

☎731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地

安芸高田市役所第 1 庁舎 2 階

安芸高田市固定資産評価審査委員会(行政委員会総合事務局内)

電話：0826-42-5622

FAX：0826-42-1375